

2. 栄養機能食品

全般的事項

(問11) 栄養機能食品とは、どのような食品か。また、栄養機能食品と称して販売するには、どのような規定があるのか。

(答)

栄養機能食品は、食品衛生法施行規則第5条第1項第1号シに次のように規定されている。

「特定の栄養成分を含むものとして厚生労働大臣が定める基準に従い当該栄養成分の機能の表示をするもの(生鮮食品(鶏卵を除く。))を除く。」

具体的には、身体の健全な成長、発達、健康の維持に必要な栄養成分の補給・補完を目的とした食品であり、高齢化、食生活の乱れなどにより、通常の食生活を行うことが難しく、1日に必要な栄養成分を摂れない場合に、その補給・補完のために利用する食品である。

栄養機能食品と称して販売するには、食品衛生法施行規則第5条第1項第1号シ、栄養機能食品の表示に関する基準(平成13年3月27日厚生労働省告示第97号)、栄養表示基準(平成8年5月20日厚生省告示第146号)の規定に従わなければならない。

なお、栄養機能食品と称して販売するには、先の規定を満たす必要があり、規定を満たしていれば、国への許可申請や届出等の事務手続きを経ることなく、製造・販売することが可能である。

(参照)

「保健機能食品制度の創設について」平成13年3月27日医薬発第244号
厚生労働省医薬局長通知

「保健機能食品制度の創設に伴う取扱い及び改正等について」平成13年3月27日食新発第17号厚生労働省医薬局食品保健部企画課新開発食品保健対策室長通知

(問12) 栄養機能食品として栄養成分の機能を表示できる食品はどのようなものか。

(答)

栄養機能食品として栄養成分の機能を表示できる食品は、次のミネラル類2種類とビタミン類12種類のいずれかについて、栄養機能食品の規格基準に適合したものである。規格基準に適合するとは、1日当たりの摂取目安量に含まれる栄養分量が規格基準の下限量と上限量の範囲内にあり、当該栄養成分の機能表示に併せて、当該栄養成分を摂取する上での注意事項を適正に表示することをさす(栄養機能食品の表示に関する基準別表及び栄養表示基準別表第1の2参照)。

ミネラル類	カルシウム、鉄
ビタミン類	ナイアシン、パントテン酸、ビオチン、ビタミンA、ビタミンB ₁ 、ビタミンB ₂ 、ビタミンB ₆ 、ビタミンB ₁₂ 、ビタミンC、ビタミンD、ビタミンE、葉酸

(参考)

「保健機能食品制度の創設について」平成13年3月27日医薬発第244号厚生労働省医薬局長通知

「保健機能食品制度の創設に伴う取扱い及び改正等について」平成13年3月27日食新発第17号厚生労働省医薬局食品保健部企画課新開発食品保健対策室長通知

(問13) 栄養機能食品の栄養機能を表示できる栄養成分の選定は、どのようにして決められたのか。

(答)

栄養機能食品の栄養機能を表示できる栄養成分の選定は、栄養機能食品創設の目的から、食品に本来含有される成分で、人体で利用されるものを基本として選定された。